

## 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令

(昭和60年5月27日建設省令第6号) 最終改正 平成17年3月28日国土交通省令第21号

(更新の登録)

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第21条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第2条 法第22条第1項に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 法第22条第2項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人を含む。以下この条において同じ。）が法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
- 三 工事業登録申請者の略歴を記載した書面
- 四 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の略歴を記載した書面
- 五 法人にあつては、登録簿謄本

2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の7第5項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項に規定によるその利用ができないときは、工事業登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- 一 工事業登録申請者（個人である場合に限る）
- 二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士

3 第1項に第1号の誓約書、同項第3号の略歴書及び同項第4号の略歴書の様式は、次に掲げるものとする。

- 一 第1項第1号の誓約書 別記様式第2号
- 二 第1項第3号の略歴書 別記様式第3号
- 三 第1項第4号の略歴書 別記様式第4号

(提出すべき書類の部数)

第4条 法第22条の規定により工事業登録申請者が都道府県知事に提出すべき申請書及びその添付書類の部数は、当該都道府県知事の定めるところによる。

(登録簿の様式)

第5条 法第23条第1項に規定する浄化槽工事業登録簿（以下「登録簿」という。）は、別記様式第5号によるものとする。

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第6条 法第23条第3項の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、別記様式第6号による請求書を都道府県知事に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第7条 都道府県知事は、登録簿を閲覧に供するため、浄化槽工事業者登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(変更の届出)

第8条 法第25条第1項の規定により変更の届出をする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第7号による変更届出書に添付しなければならない。

- 一 法第22条第1項第1号に掲げる事項の変更 法人の場合にあつては登記簿謄本
- 二 法第22条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記簿謄本
- 三 法第22条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記簿謄本並びに新たに役員となる者がある場合においては、別記様式第2号による法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び別記様式第3号による当該役員の略歴を記載した書面
- 四 法第22条第1項第4号に掲げる事項の変更 第3条第1項第2号及び第4号の書面

2 都道府県知事は、第3条第2項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定によるその利用が

できないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(標識の掲示)

第9条 法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 浄化槽設備士の氏名
- 2 法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識は、別記様式第8号によるものとする。
- 3 法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされた者（以下「特例浄化槽工事業者」という。）については、前2項の規定は、第1項第2号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第8号」とあるのは「別記様式第9号」と読み替えて適用する。

(帳簿の記載事項等)

第10条 法第31条の規定により浄化槽工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
  - 二 施工場所
  - 三 着工年月日及び竣工年月日
  - 四 工事請負金額
  - 五 浄化槽設備士の氏名
- 2 法第31条の規定により浄化槽工事業者が備える帳簿は、別記様式第10号によるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて別記様式第10号による紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第2項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、浄化槽工事ごとに作成し、かつ、これに次の書類を添付しなければならない。
- 一 処理方式及び処理能力を記載した書面
  - 二 構造図
  - 三 仕様書
  - 四 処理工程図
- 5 浄化槽工事業者は、第2項の帳簿（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）及び前項の規定により添付した書類を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。

(特例浄化槽工事業者の届出)

第11条 法第33条第3項の規定により届出を行おうとする特例浄化槽工事業者は、別記様式第11号による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
- 一 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたことを証する書面
  - 二 第3条第1項第2号及び第4号に掲げる書面

(特例浄化槽工事業者の変更の届出)

第12条 特例浄化槽工事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、別記様式第12号による変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日
  - 三 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地
  - 四 前号の営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号
- 2 前項の場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。
- 一 前項第2号に掲げる事項の変更 前条第2項第1号に掲げる書面
  - 二 前項第4号に掲げる事項の変更 前条第2項第2号に掲げる書面

(身分証明の様式)

第13条 法第53条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第13号によるものとする。

附 則

- 1 この省令は、昭和60年10月1日から施行する。

- 2 法附則第4条の規定により届出をしようとする者は、別記様式第11号による届出書に第11条第2項に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

別記様式 略

## 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄） 最終改正 平成18年7月21日

（法第31条第2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）

### 第32条

尿尿浄化槽の法第31条第2項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第36条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。

- 一 （略）
  - 二 放流水に含まれる大腸菌群数が、1立方センチメートルにつき三千個以下とする性能を有するものであること。
- 2 （略）
- 3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第1項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第2号に掲げる性能を有するものであることとする。
- 一 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定による排水基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第1号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以下の項目に関しても基準が定められている場合 当該排水基準
  - 二 浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第1号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以下の項目に関しても基準が定められている場合 当該技術上の基準

（以下略）